

お詫びと訂正

本誌第33巻第2号ビル管理法とシックビルディングシンドローム特集「粒子状物質による汚染」の24ページ表2の労働環境における粉じんの環境基準値に関する記述に誤りがありました。ここにお詫びし、以下のように訂正させていただきます。

(入江建久)

[誤]

労働環境	第1種粉じん (遊離ケイ酸30%以上)	2 mg/m ³
	第2種粉じん (遊離ケイ酸30%以下)	5
	第3種粉じん (その他の一般粉じん)	10

[正]

粉じんの種類			許容濃度 (mg/m ³)	
			吸入性粉じん	総粉じん
労働環境	I	遊離珪酸含有10%以上の粉じん (次式により計算) M：許容濃度、Q：粉じん中遊離珪酸含有率(%)	$M = \frac{2.9}{0.22Q + 1}$	$M = \frac{12}{0.23Q + 1}$
	II 各種粉じん			
	第1種粉じん	滑石、ろう石、アルミニウム、アルミナ、珪藻土、硫化鉍、硫化焼鉍、ベントナイト、カオリナイト、活性炭、黒鉛	0.5	2
	第2種粉じん	遊離珪酸10%未満の鉍物性粉じん、酸化鉄、カーボンブラック、石炭、酸化亜鉛、二酸化チタン、ポートルンドセメント、石灰石、大理石、線香材料粉じん、穀粉、綿じん、木粉、草粉、コルク粉、ベークライト	1	4
	第3種粉じん	その他の無機および有機粉じん	2	8